

道路交通法施行細則及び火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第16号

道路交通法施行細則及び火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(試験車の指定)</p> <p>第55条 公安委員会は、<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>であって、技能試験に使用する自動車(以下この条において「試験車」という。)の管理を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして、あらかじめ指定する者(以下「指定試験車管理機関」という。)が管理する自動車について、施行規則第24条第7項の規定による試験車の指定を行うものとする。ただし、第52条第4項の規定により行う技能試験に係る試験車については、指定試験車管理機関の管理する試験車によることができない場合には、別に公安委員会が指定するものとする。</p> <p>2～9 略</p>	<p>(試験車の指定)</p> <p>第55条 公安委員会は、<u>民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人</u>であって、技能試験に使用する自動車(以下この条において「試験車」という。)の管理を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして、あらかじめ指定する者(以下「指定試験車管理機関」という。)が管理する自動車について、施行規則第24条第7項の規定による試験車の指定を行うものとする。ただし、第52条第4項の規定により行う技能試験に係る試験車については、指定試験車管理機関の管理する試験車によることができない場合には、別に公安委員会が指定するものとする。</p> <p>2～9 略</p>

登録（更新）申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 名称
代表者
電話 () ④

第51条の8第2項 登録
道路交通法 の規定により の申請
第51条の8第7項において準用する同条第2項 登録更新

をします。

主たる事務所の所在地	
県内の事務所の所在地	
添付書類	1 法人関係 (1) 定款又はこれに準ずるもの (2) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの (3) 役員名簿 (4) 道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことの誓約書 (5) 道路交通法第51条の8第4項各号に掲げる要件のすべてに適合することを説明した書類 ア 道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合することの誓約書 イ 駐車監視員資格者証の写し ウ 事務所の使用について権原を有することを証する書類の写し 2 役員関係 (1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し (2) 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書 (3) 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及びへに掲げる者のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	年	月	日
登録通知書に記載されている登録番号	第	号	

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

登録（更新）申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 名称
代表者
電話 () ④

第51条の8第2項 登録
道路交通法 の規定により の申請
第51条の8第7項において準用する同条第2項 登録更新

をします。

主たる事務所の所在地	
県内の事務所の所在地	
添付書類	1 法人関係 (1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの (2) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの (3) 役員名簿 (4) 道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことの誓約書 (5) 道路交通法第51条の8第4項各号に掲げる要件のすべてに適合することを説明した書類 ア 道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合することの誓約書 イ 駐車監視員資格者証の写し ウ 事務所の使用について権原を有することを証する書類の写し 2 役員関係 (1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し (2) 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書 (3) 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及びへに掲げる者のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	年	月	日
登録通知書に記載されている登録番号	第	号	

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第2条 火薬類取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(猟銃用火薬類等の譲受許可数量)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、財団法人日本体育協会 <u>(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。)</u> の加盟団体である日本ライフル射撃協会又は日本クレイ射撃協会の会員で、国民体育大会又は国際的規模の射撃競技大会の選手又は選手候補であるものからの申請に係る許可については、合宿訓練、特別強化訓練等特別な場合に限り、その者の標的射撃の用途に供する実包の譲受許可数量を使用計画に合わせて適宜5,000個以上に増量することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(猟銃用火薬類等の譲受許可数量)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、財団法人日本体育協会加盟団体である日本ライフル射撃協会又は日本クレイ射撃協会の会員で、国民体育大会又は国際的規模の射撃競技大会の選手又は選手候補であるものからの申請に係る許可については、合宿訓練、特別強化訓練等特別な場合に限り、その者の標的射撃の用途に供する実包の譲受許可数量を使用計画に合わせて適宜5,000個以上に増量することができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。